

第4回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和2年10月5日(月)午後1時30分より、第4回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 水主 哲寛
14番 山本 晃一郎			

(欠席委員)

10番 吉田 利一

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修 北村 嘉朗

(事務局)

土肥 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は吉田会長から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 3 名、欠席委員 1 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、辻会長職務代理者、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 4 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、多羅尾委員、中西委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、北浦委員、多羅尾委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の 2 の規定により、貸人から京都府農業会議に賃借権の設定を行い、さらに、京都府農業会議から借人に賃借権の設定を行うものです。</p> <p>なお、マッチングについては、令和 2 年 7 月 1 0 日の連絡調整会議において協議が行われ、別添、「農地中間管理事業に係る宇治市の基本的な考え方について」及び「別図 1 」に基づき、貸付希望農用地等に隣接する農地で耕作している借受希望者を優先し借人とされております。</p> <p>本件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、北浦委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

北浦委員	<p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で多羅尾委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の檳島町、及び の利用状況ですが、現況は畑で、カリフラワー、ブロッコリー、キャベツ等が作付されており、よく管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1及び番号2につきましては、いずれも被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、多羅尾委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
多羅尾委員	<p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で北浦委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の小倉町 の利用状況ですが、現況は畑で、大半は茶が植えられており、一部はブドウやネギが作付されておりました。小倉町 の利用状況につきましては、現況は畑で、イチジクやミカンが作付されており、いずれも</p>

	<p>適切に管理されていまして。</p> <p>番号2の槇島町 及び の利用状況ですが、現況は不作付地で、一部は畑としてイチジクやサトイモが作付されていまして。不作付地の部分はきれいに耕耘され、適正に管理されていまして。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中林委員	<p>番号2は台帳地目が宅地とありますが、農地なんですか。</p>
局長	<p>現況は農地で、生産緑地にも指定されております。</p>
水谷推進委員	<p>不作付地の部分は、元々何か作物が植わっていて、それを収穫した後の状態ですか。</p>
局長	<p>元々は雑草が生えた状態でしたが、今回きれいに刈り取られました。これから作付していかれると認識しております。</p>
中西委員	<p>当該地は以前、農地内に看板が設置されており、自然に生えた木が沢山ある状態でした。ひと月半くらいで草刈りをして耕され、真ん中のほうには作付されているかは分かりませんが浅い畝を作られました。現調報告で仰ったようにイチジクの木が国道沿いに植えられており、更におそらくミカンと思われる苗木が10本ほど一か所に固めて植えられました。</p>
水谷推進委員	<p>当該地が不作付地でも、あとは税務署の判断になるんですか。</p>
局長	<p>現状も管理はされております。相続ですので、相続人が今後は耕作されていくこととなります。また、納税猶予の適用を受けるには適格者証明時の一回限りではなく、3年毎に引き続ききちんと営農しているかどうかチェックも入ります。</p>
中西委員	<p>当該地には石が沢山ありますが、耕作できるんですか。</p>
水谷推進委員	<p>書き方として、不作付地以外の表現はないんですか。不作付地では農地性がないじゃありませんか。</p>

局 長	不作付地でも農地性があります。現状何も作付していないというだけで、いつでも耕作ができる状態です。
中西委員	被相続人がご存命の頃は何度か草刈り指導されていたと思います。今はきれいにされました。
多羅尾委員	当該地の生産緑地指定の時期はいつになりますか。
局 長	当初の指定分であれば平成4年になりますが、当該地が当初の指定かどうかについては把握しておりません。
多羅尾委員	指定を受けたときには農地性があったということですよ。
局 長	登記地目は宅地ですが、おそらく当初農地性があったので生産緑地に指定されたのだと思います。
山本委員	本件については承認しないと仕方がないのではないのでしょうか。今後3年毎の確認もありますので、その時に当該地の状態が悪ければ営農できていない旨指導することになります。
局 長	相続ですので、今までの状態よりも今からどうされるのかという判断にしかならないと思います。
水谷推進委員	現況が不作付地でも納税猶予を受けられるかどうか、決めるのは税務署です。
議 長	生産緑地だったら農地以外のものにはできません。 他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に、「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。

<p>局長</p>	<p>それでは、「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1の相続人は、相続開始日に当該農地を相続し、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておられます。</p> <p>本件につきましては、相続税の申告期限の翌日から起算して20年を迎え、納税猶予期間が満了となり、相続税が免除されるため、この度、税務署長から農業委員会に「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の照会がありましたので、農業委員会の意見を求めて回答するものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、北浦委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>北浦委員</p>	<p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で多羅尾委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の横島町 及び 並びに小倉町 及び の利用状況ですが、現況は田で、水稻が作付されていました。一部のみ刈り取り済の状態、残りほとんどはまだ稲穂が立っている状態でした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第3号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
<p>局長</p>	<p>それでは、「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、境界にコンクリート擁壁を設置し土砂の流出を防ぎ、雨水排水は開発地内に道路側溝を設置し、北側既設側溝へ流出されます。</p>

	<p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p>
水谷推進委員	<p>当該地は市民農園だったはずですが、解除の手続きはされましたか。</p>
局長	<p>当該地の市民農園は3月末に廃止され、去る4月30日の農業委員会定例総会にて報告いたしました。</p>
水谷推進委員	<p>法に基づいて市のなすべき手続きはされているんですか。</p>
局長	<p>市民農園整備促進法に基づき手続きされており、先述のとおり4月30日に報告案件として挙げております。</p>
水谷推進委員	<p>農業委員会に対して、解除の申請はなかったんですか。農業委員会の承認はいらないんですか。</p>
局長	<p>市民農園の廃止については、農業委員会に対して承認申請ではなく通知することとなっております、報告案件になります。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後1時50分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____